

## 近世前期・『牧民後判』の成立と「仁政」思想の確立

——伊勢桑名藩主・松平定綱を事例に——

小川 和也

### はじめに

寛永一九年（一六四二）五月二六日、岡山藩主・池田光政は江戸城に登城した。そこで、光政は將軍・家光から、「諸国草臥候由被聞召候間、国本も仕置等能可申付旨」の上意を受けている。<sup>①</sup>この「諸国草臥」とは、いわゆる「寛永大飢饉」の激化による農村荒廃を指しており、將軍から帰国して藩の「仕置」に精勤するよう直々に申し渡されたのである。

この飢饉は、寛永一四年（一六三七）の島原の乱後、九州一帯で疫病による牛の大量死に端を發し、中国・近畿地

方へと西国一帯に広がり、さらに天候不順による凶作によって東北を含めて全国的な展開をみせていた。光政は上意を受け一カ月後、岡山へ帰国する。このとき帰国したのは、光政だけではなく、毛利秀就以下、四五人の西国大名である。元和偃武、島原の乱の鎮圧後、この寛永大飢饉が梃子となつて、それまで戦闘集団であつた武士団が、「仕置」に重点をおく統治者に変貌し、幕藩制国家が確立することは、これまで指摘されてきた通りである。

では、この国家の思想的支柱、あるいは、正統性の基盤は何か。思想史では、かつてそれを儒学思想にもとめてきた。そして、それは国家体制と儒学思想を直接比較し、その整合性を問う、「適合・不適合」論争を引き起こすこと

になる。だが、それは、すでにできあがった国家体制と、儒学のテキスト内容を比較した静態的な把握に過ぎない。

そうしたなか、一九七〇年代に現れたのが、宮澤誠一・深谷克己らによる「幕藩制イデオロギー」論である。これは、近世前期の幕藩制国家成立過程のなかで、その国家の正統性がどのように生成されてくるのかを、社会的な規模の深みからダイナミックに捉えたものであり、儒学者のテキスト分析を中心にした従来の思想史研究と一線を画するものであった。<sup>3)</sup>

宮澤・深谷が設定した分析概念は二つ。「委任」と「御救」である。「委任」論とは、天道を背景にした統治権の正統化である。統治の授権関係は、天道↓將軍↓大名……というように下降する。この授権関係の究極的な存在は天道であることから、天道委任論と呼ばれる。この天道委任論は、主に、領主間における正統性の支柱である。これに対し、「御救」論は、その国家がつつみこんでいる民衆に被支配層と領主層に支配層との関係性における正統化の論理である。領主層が、夫食貸などの「御救」を民衆に施すことで、国家権力は民衆が一定の自発性をもって服従しうる「公」的性格を帯びる。この委任と御救を結びつけるの

は、「治国安民」に「仁政」である。したがって、幕藩制国家の正統性は、委任と御救を統合する「仁政イデオロギー」によって供給される。

この「仁政イデオロギー」論の画期性は今日もなお揺らいでいない。しかし、筆者は次の三点からこの議論をさらに発展させたいと考える。①「仁政イデオロギー」の成り立ちをより根源的に問うならば、その「イデオロギー」の核となる「仁政」概念そのものが、どこから来たのか、その出所を突きとめる必要がある。②近世思想史上のアクターを領主・民衆・思想家の三者とするならば、「仁政」思想の形成は、単に領主と民衆間の関係性にとどまらず、思想家の果たした役割を明らかにする必要がある。③天道委任論の考察は、加賀藩・岡山藩・津藩という、いずれも外様国持大名が対象であった。この点で、徳川一門大名や譜代大名においてはどうかを探る必要がある。

これらの点から、本稿では、一門大名とも、譜代大名ともされる桑名藩主によって書かれた『牧民後判』という書物を取り上げたい。宮澤・深谷は、ともに典型的な「仁政イデオロギー」が見られるとして、この書物を重視している。また、近年、近世前期の桑名藩研究において成果をだ

している藤谷彰も、『牧民後判』を藩制成立に重要な役割を果たしたとして注目している。

しかしながら、この書物の形成過程、あるいは、思想的背景については、これまでまったく解明されていない。ある書物は、それがどのような歴史的条件に拘束性のもので書かれたのかを明らかにすることによって、始めて歴史のなかに位置づけることができる。したがって、書物を史料として用いるには、その成立過程の追求が不可欠である。

本稿では、『牧民後判』の成立過程を明らかにすることにより、近世前期において、松平定綱という大名がどのように「仁政」思想を確立するのかを解明する。そして、さらに、その読者像と近世中後期以降の『牧民後判』の展開を展望したい。

## 1 「番方」出身大名・松平定綱

『牧民後判』は、慶安二年（一六四五）に成立した、二五条からなる民政論で、著者は桑名藩主・松平定綱である。定綱とはどのような人物なのか、ここでまず、定綱の略歴を簡単にみておこう。<sup>(4)</sup>

定綱は、文禄元年（一五九二）、松平定勝の三男として江戸の田安で生まれた。<sup>(5)</sup> 定勝は、家康の生母・於大（伝通院）と久松俊勝の子であり、家康の異父弟である。したがって、定綱はいわゆる「久松松平」系で、家康の甥にあたる。兄弟に、伊予松山藩主の定行、三河刈谷藩主の定政らがいる。久松松平家は、江戸城の殿席が譜代大名並の帝鑑間詰めでありながら、徳川の外戚として水野・増山家とともに一門並に扱われており、一門と譜代の間的な大名として位置づけられている。<sup>(6)</sup>

定綱の出生時、父・定勝はまだ三千石の旗本であり、定綱は大名ではなく旗本の子弟として育った。その後、定綱は二代將軍・秀忠付きとして江戸城に属し、慶長九年（一六〇四）、書院番の番頭となる。<sup>(7)</sup> 同一四年、下総山川藩一万五千石の城主となるが、その後も江戸城付で、同一七年、大番頭となり、同一九年と元和元年（一六一五）の大坂冬・夏の陣に、番頭として出陣。夏の陣では天王寺口より城中に討ち入り、大きな戦功を立てた。

元和二年、奏者番となり、常陸下妻三万石を拝領、同四年遠州掛川三万石に転封。同九年、山城淀三万五千石に転封。寛永一〇年（一六三三）美濃大垣六万石に転封、そし

て、同一二年、伊勢桑名一萬三千石に転封され、以降、慶安四年（一六五二）一二月に六〇歳で死去するまで、桑名藩主の座にあった。

定綱が番頭となった書院番とは、江戸城虎の間・玄關前諸門の内衛、また、将軍出行時には籠の前後を護衛する將軍の親衛隊である。また、大番も、江戸城、二条城、駿府城などの警固で、戦時には先鋒として出陣する。いずれも將軍の直轄軍で番頭はその統率者である。幕府の機構を「番方」と「役方」に分けると、書院番頭・大番頭となった定綱は「番方」の中核に位置した。定綱の経歴の特色は、秀忠・家光という二代の將軍の側近くにつかえ、「番方」を経験して一代で一萬石余の大藩の藩主となった点にあるといえるだろう。

さて、『牧民後判』は定綱晩年の桑名藩主の時期に書かれたものである。近年、藤谷彰による一連の研究により、定綱治世下の藩制確立の姿が解明されつつある。藤谷は、寛永後半〜慶安期の桑名藩家臣団について、分限帳や由緒書、法令などから、定綱による統治の「前半期に軍事組織としての家臣団構成の確立が見られ、後半期には農村の変容等社会情勢に相応した形で軍制から官僚制への移行が見

られた」と結論づけている。<sup>8)</sup>

この一七世紀前半の寛永〜慶安期は、また幕藩制国家全体の確立期でもある。<sup>9)</sup>この点に着目して、「仁政イデオロギー」論のなかで『牧民後判』を位置づけたのが、深谷克己と宮澤誠一であった。深谷は『牧民後判』を、民衆の「撫育」という「根本理念」と「正経界」という「根本政策」を兼ね備えた、幕藩制的特質を反映したものとす。宮澤も、『牧民後判』を「幕藩制的「御救」のあり方を追求」したものとす。<sup>10)</sup>また、藤谷は、検見の実施、入百姓招集、納米規定、年貢徴租法、新田開発など実際に取られた施策と『牧民後判』の内容との多くの一致点を見いだし、<sup>11)</sup>『牧民後判』が桑名藩の初期農政に果たした役割を論じている。

だが、深谷は『牧民後判』の成り立ちについて、「慶長期以来のたびたびの転封、一六三五年（寛永一二）以来の桑名藩における農民支配の過程で得た牧民原則」と断定している。<sup>12)</sup>藤谷も、『牧民後判』は「政策理念であるとともに、桑名藩において行われた実際の施策から導き出されたもの」と論じているが、<sup>13)</sup>ともに具体的な論証を欠いている。

また、両者の議論は、定綱が桑名藩において、農政の指揮をとりながら、『牧民後判』が執筆されたかのような印象を与えるが、『牧民後判』には、「於<sub>二</sub>東都<sub>一</sub>源定綱撰焉」という奥書がある。つまり、『牧民後判』は国元ではなく、江戸で書かれたものであった。これは『牧民後判』の成り立ちを解明する大きな手がかりとなる。

以下、本稿では江戸において、『牧民後判』が実際にどのようにして書かれたのか、その形成過程の実態を突き止めてゆきたい。

## 2 「東海道一番之御大名」

『牧民後判』<sup>(14)</sup>には、「夫土地者、天之賜而君子之柄也」(跋)という世界観や、「三軍進則必勝速而歸<sub>レ</sub>治、是以万民勸則郡国有<sub>レ</sub>富庶」(第九条)、あるいは、「宜<sub>レ</sub>令<sub>レ</sub>勸<sub>二</sub>三軍<sub>一</sub>、進則戦必得<sub>レ</sub>勝、百姓進則田畠墾而五穀有<sub>レ</sub>盛」(第二二条)という兵法を民政に応用するような発想が存在する。こうした世界観や発想は、果たして、現実の農民支配のなかから生まれたものなのだろうか。

定綱の思想形成に関する史料はあまり残されておらず、

断片的なものになるが、定綱が手習いを始めたのは、掛川藩主時代で、真如寺の和尚・光山によるとされる<sup>(15)</sup>。ただし、光山から何を学んだのかは明らかではない。青年期で確認できるのは、林家との関係である。定綱の『正余雕玉』には、林羅山と林家門人・人見友元らとの交流が描かれている<sup>(16)</sup>。しかし、その主な関心は、兵学・軍学にあり、定綱は羅山の『孫子諺解』『三略諺解』を最も頼りにしていたという<sup>(17)</sup>。実際、元和五年(一六一九)には、出師(出軍)に因んだ一〇条の篇題について、羅山に解説を求めている<sup>(18)</sup>。

その後、定綱は軍学者・小幡景憲に入門し、寛永年間に「兵法免許状」を取得している。周知のように、小幡は甲州流軍学の祖であり、定綱は甲州流に則って居城となる掛川城の縄張りを自ら行い、桑名藩の軍学も甲州流を採用している<sup>(19)</sup>。また、定綱が関心を示したのは軍学だけではなく、三宅賢正を儒学者として招聘している。

さて、桑名藩主となった定綱が傾倒したのは山鹿素行である。素行によれば、定綱は正保三年(一六四六)素行を招いて、「学問兵学之御詮議御議論」を行い、その受け答えに「別而御大慶」、大いに感じ入りその場で誓紙を差し

出し、門弟となることを願ひ出たという。さらには、その翌日、定綱は家老・三輪権右衛門（一五〇〇石）を使いに出し贈答品を送り、その後、素行宅を訪問し、素行からもらった揮毫を表装し、自邸の座敷に飾っている。このように、定綱は急速に素行に傾倒している。<sup>(20)</sup>その理由はいつたいなんだろうか。

それを考える前に、この時期に注目したい。藤谷は、桑名藩の農政の確立期を正保・慶安期とし、『牧民後判』が果たした役割が大きかったとしている。その農政確立の根拠として、正保三年八月の貢租に関する法令と同一二月の年貢割付状を用いているが、<sup>(21)</sup>それは、江戸での素行弟子入りの時期と重なっている。さらに、この時期の定綱の行動を追うと次のようなことがわかる。

素行の「日記」<sup>(22)</sup>には、正保四年五月、定綱が素行を招いて兵法の教えを受けたという記事がある。翌慶安元年（一六四八）三月、定綱は広忠卿百年忌のため三河大樹寺へ向かったが、これは江戸から出発している。翌二年正月、江戸で『牧民後判』と『老子厲案抄』<sup>(23)</sup>を執筆。同年八月ごろ猿樂者・喜多七大夫と争論になり、七大夫が増上寺に駆け込み、永井直清・松平勝隆が和議調停に乗り出すとい

う騒動を起こしている。また、慶安元年と二年には將軍の日光社参に供奉している。

さらに、素行「日記」には、慶安三年九月三日と一〇月一九日に、素行が定綱亭を訪れたという記載がある。この九月は、東海地方を大雨が襲い、伊勢・尾張・美濃で洪水があり一万人以上が死亡したとされる。素行「日記」には、桑名藩の所領においても、五万石余りが流失による損耗をうけ、死者二〇三名、助命されたもの四〇名と記されている。おそらく、この情報は、定綱から得たものである。閏一〇月五日には、今度は定綱が素行の家を訪れている。

このころ、定綱は、大奥の祖心、大老・酒井忠勝、酒井忠能、松平乗寿らとともに、素行を家光に推挙し、御家人に取り立てる運動を行っている。そして、慶安四年一二月、定綱は江戸で死去し、深川の靈岸寺で火葬に付された。素行は、この葬儀に出席している。

このように、定綱は、藩農政の確立期とされる正保・慶安期の大半を国元ではなく、江戸で過ごしていた。のみならず、素行が、定綱について、「御譜代之御大名には珍敷御学問にて、……東海道一番の御大名」と評しているように、素行のもとで熱心に学問に励んでいたのである。

素行は、多くの大名・旗本を門人として抱えていたことで知られる。代表的な大名は、赤穂藩・浅野長直、弘前藩・津軽信政、平戸藩・松浦鎮信らであり、定綱もその一人であった。素行は山鹿流の軍学者として名高い。定綱も軍学への関心が高かった。

しかし、すでに定綱は、小幡景憲から甲州流軍学の免許を得ている。素行もまた寛永一九年（一六四二）、小幡から印可を得ており、二人は同門である。したがって、定綱は小幡の軍学にはない魅力を感じていたことになるだろう。いったい、定綱は素行の何に惹かれたのか。それを解く鍵は、『牧民後判』の成り立ちにある。

『牧民後判』に「夫民者国家之幹」（第一条）とあるように、その民政論は「国家」的見地から説かれたものである。素行にも、同様に、「民は国の本」を鍵言葉にした民政論がある。それは、『山鹿語類』（以下『語類』）の「君道」篇のうち、「民政」と「国用」の章である。そこで、『牧民後判』に素行が与えた影響を探るため、その本文と「民政」「国用」を比較してみよう。<sup>(24)</sup> なお、両書の目次と対応関係は、別表に掲げたので参照されたい。

### 3 『牧民後判』と『山鹿語類』

『牧民後判』本文の最初は、「1 牧民司制度」である。『語類』には、この条目に対応する箇所はみられないが、この点については後に詳述する。

次の条目は「2 正経界」である。研究史では、この条目が最も注目されてきた。例えば、深谷は、「正経界」に幕藩制的特質が存在し、この概念こそが定綱の「根本政策」とする。宮澤も定綱が『孟子』の「仁政自経界始之語」に深く感銘し、幕藩制的な土地緊縛と収奪の方法を模索するとともに、「貧民」には「貸無息之穀」を力説したとして、幕藩制的「御救」<sup>(25)</sup> Ⅱ「小農自立」思想の成立をみている。

一方、『語類』で、素行が「正経界」を全面に渡って論じている項目は、「正田産之制」である。そこには、定綱が深く「感賞」したという『孟子』（滕勝公章句上）の「正経界」論を始め、張横渠、張子厚、蘇老泉、朱子ら中国思想家による「正経界」論を豊富に集めて議論を展開している。「正経界」を重視する点で、『牧民後判』と『語類』は共通しているが、注目したいのは次の点である。

松平定綱『牧民後判』VS. 山鹿素行『山鹿語類』対応表

『牧民後判』目次		『山鹿語類』目次	『牧民忠告』目次
		「民政上」	
牧民後判序 1		論以民為國之本	1 拝命第一
牧民後判序 2		正田産之制	2 上任第二
1 牧民布制		詳民戸	3 聴訴第三
2 正経界		促新墾種芸	4 御下第四
3 檢土地		明救窮民	5 宣化第五
4 勸耕稼		除民之害	6 慎獄第六
5 促開墾		詳救患之備	7 救荒第七
6 租稅春法		建民間之長	8 事長第八
7 升制		建民間之守牧	9 受代第九
8 種芸		詳守令之教戒	10 居閑第十
9 治民加扶助		遣使巡察	
10 撫民教導		「民政下」	
11 救貧民		建市塵	
12 救荒饑		詳町人制	
13 誠泉幸同小吏之私		立町人雜品之制	
14 正守倉吏		定市民之礼	
15 計瑤役		立市民諸式	
16 山林之制		制市塵非常之變	
17 救民之疾病除火災		規百工之用	
18 立牧司		詳商売之用	
19 奴婢僕隸		正市塵害風俗之甚	
20 戒人之商売		論糶錢之法	
21 課役并權法		立市民之長	
22 民間備兵夫		置巡察之官	
23 商売公易		寺社之制	
24 駅路付駄制		立寺社之司	
25 考人産励業		欲廢浮屠淫祠之議	
跋		「国用」	
		理財	
		正賦稅之法	
		詳貢獻	
		正力役	
		詳奴婢僕隸	
		設伝駅通道路	
		正征權之事	
		制山野海川之利	
		詳遏盜之法	



『牧民後判』と『語類』で取り上げている「正経界」についての中国思想家の議論は、基本的に井田の法に関するものである。それは、田を「井」の形に九分割し、その中央の一區画を公田として租税を納め役人を養い、それ以外の區画を私田とするものである。

だが、定綱は、「経界不正則租税不<sub>レ</sub>当、租税不<sub>レ</sub>当則<sub>レ</sub>加地子<sub>レ</sub>而豊者弥富、貧者益乏、人民離散土地荒廢」ともつばら「加地子」は年貢賦課の観点から捉える。そして、「中華本朝及後世所以不能<sub>レ</sub>正<sub>レ</sub>経界者、戦伐乱業之所<sub>レ</sub>致也……故考<sub>レ</sub>試<sub>レ</sub>旧典<sub>レ</sub>而著<sub>レ</sub>檢地之法」、中国も日本もかつては「正<sub>レ</sub>経界」は井田の法を実施していたが、乱世によりその制度が失われてしまった。そこで、いま「旧典」に基づき「檢地之法」を示す、という。このように、井田の法は、事実上、兵農分離を前提とした年貢徴収のための「檢地」に置き換えられてゆく。

したがって、孟子の「仁政自<sub>レ</sub>経界始之語」に触発された『牧民後判』の「仁政」とは、「檢地」から始まるというのに等しい。この「檢地之法」は、『牧民後判』の次の条目、その名も「3檢土地」において全面的に展開される。

『語類』（「正田産之制」）ではどうだろうか。『語類』

でも、かつては井田の法が行われていたが、「後世に至て経界不正因循すること久し」と、『牧民後判』と共通の認識を示す。そして、「今是を経界を正すことは俄にして難<sub>レ</sub>成の間、檢地之法を詳かに」するという。つまり、『語類』においても、「正<sub>レ</sub>経界」は「檢地之法」に置き換えられ、「檢地之法」が示されていく……というように、『牧民後判』同様の論理展開をみせる。

次の『牧民後判』の条目は「4勸耕稼」である。ここでは、「地少而不<sub>レ</sub>足耕作、則出<sub>レ</sub>田夫……土地広而住民鮮、則招<sub>レ</sub>格漂落者可<sub>レ</sub>專<sub>レ</sub>開發」と、「漂落者」を招いての新田開発を説く。一方『語類』でも「促新墾種芸」において、「遊民をあつめ、土地水利をはかりて新田の利をなさしめん」と、「遊民」による新田開発の促進を説いている。

「5促開發」では、新田開発はその土地に適した方法をとるべきことを説く。そして、最も注目すべきは次の箇所である。定綱は、「実録曰、三韓之民慕<sub>レ</sub>帝徳<sub>レ</sub>来朝而欲<sub>レ</sub>為<sub>レ</sub>国民<sub>レ</sub>從來東八州山野広賑而居民希也、……故移<sub>レ</sub>於外国之民墾<sub>レ</sub>其地」、あるいは、「難波帝詔<sub>レ</sub>於河内国葺田郡、築大堤墾<sub>レ</sub>新田、依之興<sub>レ</sub>三郡」と日本の故事を

示す。一方、『語類』の「促新墾種芸」にも、「三韓の民帝徳を慕いて来聴す……外国の民をうつして新田をあらきはること、実録に見へたり」、あるいは、「難波帝、詔於河内国蒔田郡、大堤を築て新田をあらきわり、是に依りて三郡を起すこと、旧記に出たり」とある。つまり、両者とも新田開墾の重要性を論じるにあたり、『旧記』『実録』から全く同じ箇所を引用しているのである<sup>(36)</sup>。これを偶然として片付けるには、あまりに符牒が合いすぎているのではないか。

「6 租税春法」は、いわゆる「春法」、つまり「春法於一步之耨、而地之上品三升、中品二升、下品一升」というように、上中下田による作柄の差と租税について述べたものである。これに対応するのは、『語類』の「正賦税之法」で、「春法と云うは、一步一坪の稲をかりて其耨をはかることなり」、そして、「田畠に上中下の三段あり、……先上品の地一步一坪にして其所得の耨三升、中品は二升、下品は一升」という一致した記述がある。

「7 升制」に対応する記載は、『語類』には見いだせな

い。  
「8 種芸」との一致点は、『語類』の「促新墾種芸」に

見られる。例えば、『牧民後判』には「夫楮者孟秋耕麦隴之期得種焉、作畠者……能種則三年而成十倍」とあるが、『語類』にも「楮は孟秋其種をとりこれをうえしむ、三年にして十倍となるもの也」とある。

「9 治民加扶助」は、「国家」に政治を布く上での農工商「三民」の重要性、および、「孟夏麦作未熟、此時民必乏于食、其營殊及辛苦、於此一月与無息之扶持」と、農民に対して麦ができるまでの夫食の寄与による「御救」の必要を説く。『語類』でも、「民は国の本……三民一として不可欠」（論以民為国之本）と「三民」の重要性を指摘し、「農民は秋納相済の後、冬中は米穀しばらく存すといえども、年を越て麦作出来の間、農田に事あるの時必ず食にうゆること毎年のこと也、以此夫食作米をあたえて民の力を全からしむるは通例の良法也」（詳救患之備）と、同じく麦作以前の夫食の寄与の必要を説いている。

「10 撫民教導」では、「若聚斂之族貪租税恣剥取而聊無撫育之意、則雖豊年而民不免飢寒只聚斂之臣是為賊臣」と、民衆の「撫育」を重視し、「聚斂之臣」は「撫育」教導の障害であり「賊臣」とする。『語類』でも、

「人君身に儉を行い用を節にして民の聚斂を薄くし、民にすゝむるに義を以てし」（「詳過盜之法」）、と「聚斂の臣」を批判し、「撫育教導のこまやかなる地は民豊かにして租税厚し、撫育教導をこたるの地は田園荒れ百姓逃亡して租税日を逐て薄くなるなり」（「正賦税之法」）と「撫育教導」を重視する。

「11救貧民」と「12救荒饑」では、貧民の救済と飢饉への対策を説いている。『語類』でこれらの条目に相当する内容は、「明救窮民」「除民之害」「詳救患之備」の項目のなかで述べられている。

「13誠県宰同小吏之私」の条目では、民に直接する官吏に対して「嚴法下令……若謹慎勤勞則宜賞祿」と厳格な法令と「賞罰」によって吏員の格式を保ち、民政へ臨むべきことを説く。『語類』で対応するのは、「遣使巡察」で、在地の民政官として巡察使を派遣し、「上に賞罰の権を設け其法令を嚴にし、勸善懲惡の道を重くす」べきことを説く。

「14正守倉吏」の「守倉吏」は、「蔵奉行」にあたりとされる。ここでは蔵奉行が年貢を迅速に徴収すべきことを説いているが、この条目に関して『語類』に対応する箇所

は見あたらない。

「15計瑤役」は民衆への夫役賦課に関する条目で、「考四時之農隙」と農業に差し障りのないように時期を選ぶことを説く。例えば、「孟春不催耕之前、二旬之隙使民、五日而易役夫」と農閑期に交代で夫役として使うことを主張する。これに対応する箇所は、『語類』の「正方役」で、「堤川除池等の普請は、春正月十日過より是を起して、二月中に仕舞ごとく不仕ば、農業にさきはりあるものなり」と、同じく農事の「時を考えて役をなさしむ」べきことを説いている。

「16山林之制」は、山林の伐採・植林についての記述で、樹木の成長には時間がかかるので、長期的なスパンでの山林管理を主張する。たとえば、「国用不乏」ようにするために、「撰良辰用斧斤、截一根則可植千本之嫩、若此則山靈谷神不為祟」という譬え話を引く。『語類』の「制山野海川之利」でも、「俗に曰、吉日良辰を撰で用斧斤一本の木をきる時は、千本のわか木をうえしむれば、神木を伐ると云とも山靈谷神たゞりをなさず」という。全く同じ俗説を引きながら、「十年の計は在植樹」と長期的な展望に立ち、「国用を可利」ことを説く点で

共通している。

「17救民之疾病除火災」では、民衆の疾病への対策・施策と、防火・消火について説く。『語類』では、「除民之害」に防火・消火の記載がある。

「18立牧司」では、「夫牛馬者代人之勞」ものであるから、農耕・運送などにおいて牛馬を活用すれば「其利用甚大」である。したがって、牛馬を養育する「牧司」という役人を置くべきだという。『語類』でも、「正田産之制」において、「牛馬を以て人力にかえ……牛を用て田をたがやすに利ある事也、牛馬各其所の産多きを用ゆる也」と牛馬の利用を説く。

「19奴婢僕隸」は、「奴隸」というより「奉公人」のことを指している。彼・彼女らを「国家之財」として「国家的見地から捉え、「使役不<sub>レ</sub>以<sub>二</sub>制法<sub>一</sub>則不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>用<sub>一</sub>」、使役に服させるには一定のルールが必要であるという。『語類』でこれに対応するのは、同様のタイトルの「詳奴婢僕隸」で、「凡そ官家の下に奴婢僕隸してその勞役にかわる<sub>一</sub>こと、其制あらざれば、国に奴婢僕隸するもの少なくして国用不足ものなり、こゝにをいて此制法を詳にすべきと云える」と、やはり「国用」の見地から服役の「制法」が

必要であると述べる。

「20戒人之商売」は、人身売買の防止である。借金返済や年貢のために妻子を売つたり、奴婢となり、挙げ句の果ては「田宅荒而成曠野」と農村荒廃を招く。したがって、「守牧」＝牧民官の「撫育」によつて「民間富饒」にし、人身「売買之制」を「自然」とやむようにすべきだということと『語類』の共通箇所は、「詳奴婢僕隸」に見いだせる。そこでは「子をうり身を売て、其あたいを以て年貢租税にあてしむること、田園荒廃し豪民ことごとく兼并するに至るの道なり、故に人の商売を止め」るべきだと戒め、そのためには、「目付奉行を立て、時々にかえりみて彼を教導し、飲食供樂を時ならしむべし」と、『牧民後判』同様、「撫育」「教導」を重視する。

「21課役并権法」は、夫役と役銭についてである。これと対応する記述は、『語類』の「正賦税之法」に見られる。「22民間備兵夫」では、「夫民業耕作、且亦因教導為兵夫」と、平時においては民衆を耕作に専念させるが、戦時には「兵夫」となるように「教導」せよ、という。しかし、これは、実際に民衆の兵役動員を目的としているというよりは、強兵には、国が富んでいる必要があり、民衆

を国家に組み込み、「百姓進則田畠墾而五穀有盛」と農耕に精進させるといふ、作物増産による国富論である。

『語類』で、この民兵構想がみられる箇所は、「正力役」である。中国には「居る時は民たり、出るときは兵たり」といふ「民兵」の制度がある。日本でも古くは存在した。

だが、「後世に至つて兵農こゝに分れ、民賦税を出して兵士たることを免る」と兵農分離により、農業に専心するようになった、とする。

「23商売公易」では、商品の種類が多く、それぞれ性質が違ふため、商売の法と交易の道を定めるべきだといふ。これに対応するのが、『語類』の「詳商売之用」で、「天下の諸品その物によつて其名相たがふ……衣食飲食の諸色、家宅の諸品、金銀銅鉄、草木土石、皮毛羽角雜品……これを四方にあきのうもの也、その法先丈尺はかりますの制を詳にす、次に正諸品之価と云へり」と商売・交易の法を定めている。

「24駅路付駄制」は、宿駅の整備による利便性の向上を説く。例えば「駅路之駄物可<sub>レ</sub>定其輕重、夫牛馬之力夫<sub>レ</sub>齊或負一石或連八斗六斗、大凡八斗為<sub>レ</sub>宜」といふ。これに対応するのが、『語類』の「設伝駅通道路」で、同

じように、駅路の「制を定め、駄物の輕重をひとしくして、牛馬の力をつくさしめざるなり、凡そ馬或は負一石、或は連八斗六斗……一石を負の馬は在々の駅路まれなるを以て、大概八斗を以て準とするなり」といふ一致箇所がある。

『牧民後判』最後の条目「25考人産励業」は、「限<sub>二</sub>男十六女十四為<sub>レ</sub>婚、然則子孫繁多……後分<sub>二</sub>置壯丁者開<sub>二</sub>新田……人世五十而謂<sub>二</sub>老父<sub>一</sub>算<sub>二</sub>其日數<sub>一</sub>一万八千日」といふように、人間のライフサイクル・寿命に応じた「教導」により、農耕その他の「業」を「務」めさせることを説く。これに対応するのが、『語類』の「詳民戸」である。ここでは、「人に有<sub>レ</sub>死生、家に<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>興衰」、そこで、「其年に出生する処の男女、并に死亡する所の男女の數」を調べよ、という。そして、「民に婚嫁の法を用ひしむ、男子十五女は十三より婚姻をゆるす」とする。また、「正田産之制」の項目でも、「民年二十受<sub>レ</sub>田、六十歸<sub>レ</sub>田」といふ故事を引き、加齢による田の所持・返納を述べる。

このように、『牧民後判』と『語類』には、枚挙に暇がないほど数多くの共通点や一致点のみいだせる。『語類』の序には、「前越州牧久松源一者拔群之人傑也、遇<sub>二</sub>先生<sub>一</sub>每談

論、前席卒為「師資之礼」、或往教、或来学、其礼容最重矣」とあり、定綱が素行に頻繁に会い、学問上の師としての礼をとり、尊崇すること厚かつたことが伝えられているが、以上の比較からわかるように、『牧民後判』は素行の民政論の影響下に成立したといえるだろう。<sup>(37)</sup> 実際、次に述べるように、素行が『牧民後判』の成立過程に直接関与していた形跡がある。

#### 4 『牧民後判』の諸本比較

実は、これまで研究史で『牧民後判』として用いられてきたテキストは、厳密にいえば、『牧民後判』自体ではない。『牧民後判』は漢文で書かれている。この漢文に訳注を施し、敷衍した書物が『牧民後判国字解』である。訳注者は関戸昌雄で、天明三年（一七八三）に成立した。これまでの研究史では、この『牧民後判国字解』所載のテキスト<sup>(38)</sup>漢文の部分で、『牧民後判』として扱ってきたのである。

ところが、今回、筆者の調査で、訳注が施される以前の『牧民後判』自体が四冊存在することが確認できた。それ

は、①素行文庫の蔵書、②早稲田大学図書館の服部文庫の蔵書、③久松松平家の蔵書、④国文学研究資料館の蔵書である。また、従来の研究史で分析対象とされてきた関戸の『牧民後判国字解』のテキストは、後に触れるように、久松松平家の蔵書であることがわかった。

さて、右のうち④は、序・跋・項目のみの抜き書きであるので、さしあたり比較対象からは除き、①②③を、それぞれ素行文庫本、服部文庫本、松平藏家本と呼ぶことにする。そして、この三冊の比較から浮かび上がってくる諸事実により、『牧民後判』の成立過程をみていきたい。

まず、素行文庫本であるが、延宝三年（一六七五）、素行門人の津軽藩士・磯谷十介が記した『積徳堂書籍目録』<sup>(39)</sup>に、『牧民後判』一冊とある。積徳堂とは、江戸浅草田原町にあった素行宅の書齋のことで、『牧民後判』は素行の蔵書として存在していたことがわかる。この目録所収の書物は、平戸山鹿家の素行文庫に引き継がれており、一九三七年に素行研究家の広瀬豊が調査し、その際にも『牧民後判』の現存が確認されている。<sup>(30)</sup> 素行文庫本の表紙には、「他筆自著ニアラズ／素行の訂正アリ／端本／十番四十代／桑名松平定綱著」という広瀬のものと思われるメモ書き

が記されている。<sup>(31)</sup>「端本」とあるように、素行文庫本は最後半の六分の一ほどが欠如している。

次に、服部文庫本であるが、表紙には「牧民」とのみある。しかし、本扉には「牧民後判」と記されている。丁数は五一で、ところどころ虫損により欠落している箇所がある。

最後に、松平家蔵本であるが、原本は未見である。しかし、一九二八年に桑名市の社司・小寺銚次郎によつて刊行された『春の心』に活字化され収録されている。

さて、まず、素行文庫本と服部文庫本を比較してみよう。そこには次の二点の違いがある。まず、素行文庫本は白文であるが、服部文庫本には訓点が施されている。それから、素行文庫本には、原文の脇に素行によるものとされる訂正の書き入れが散見できるが、服部文庫本にはなく、写本とみられる。

訓点	跋	序	テキスト名
×	×	×	素行文庫本
○	×	×	服部文庫本
○	○	○	松平家蔵本

次に、素行文庫本の訂正箇所注目してみたい。例えば、「19奴婢僕隸」の原文には、「治民者立教明法」とあるが、この「民」の部分を訂正して「国」と改めている。また、原文に「雖土地曠廣、田畑有限、上農夫耕作二町、中農夫耕作一町、下農夫作五段」となっているのを、「雖土地曠廣、田畑有限、一農夫或作二町、或作一町、或作五段」というように訂正している。一方、服部文庫本では、この訂正後の文章となつている。このことから、成立順は、素行文庫本↓服部文庫本ということがわかる。

そして、さらに素行文庫本・服部文庫本の二書と、松平家蔵本を比較すると、次のような違いが判明する。素行文庫本・服部文庫本はともに、本文部分から書き始められており序が存在しない。また、服部文庫本には跋が存在しない。素行文庫本は後半が欠如しているが、服部文庫本より成立が早いので、同様に跋がなかったと推定される。つまり、この二書は序・跋が存在しない。

一方、松平家蔵本には、序と跋が存在する。<sup>(32)</sup>したがって、この三書のうち、序跋をもつ松平家蔵本が最後に成立したといえる。つまり、成立順は素行文庫本↓服部文庫本↓松平家蔵本となる。また、服部文庫本の奥書は、「慶安

## 5 徳川領国の牧民官

二年孟春於東都撰焉」となっている。一方、松平家蔵本では、「慶安二年孟春於東都源定綱撰焉」と定綱の名前が加えられている。

さて、以上の事実から次のように推定できる。まず、素行文庫本は、『牧民後判』の草稿段階のものであろう。つまり、定綱は草稿の校閲を素行に依頼した。素行はそこに訂正を書き入れて定綱に示したということである。次に、定綱はその訂正を採用して、本文の決定稿をつくった。おそらく、この段階の写本が服部文庫本である。そして、最後に、定綱は、序と跋を付けて改めて、「於東都源定綱撰焉」と署名し直し、最終的に完成させたのが松平家蔵本ということになる。

以上、諸本の比較から『牧民後判』の成り立ちをみてきたが、ここで重要なのは、『牧民後判』という「仁政」思想を代表する書物が、素行と定綱、すなわち思想家と領主の交流のなかから生まれたということである。

では、定綱をして『牧民後判』執筆に至らせた動機はなにか。この点を考えるために、『牧民後判』の背景ある、もうひとつの書物、『牧民忠告』について考えたい。

『牧民忠告』とは、中国の元代に成立した書物で、作者は張養浩である。字は希孟。諡は文忠。齊東野人と号した。生没年は未詳だが、西台中丞となり、南坡の乱（一三二三年）前後に活動している。『牧民後判』の序では次のように述べられている。

夫牧民者治国家之本、不可無忠告之真、高唐鄒從吉得故西台中丞張希孟告司牧之書……宜檢考張希孟之所製作、……故考古今之牧司、探律令格式而纔撰其万一、柔和而欲後生之易曉、是以述二十五条、号牧民後判云尔

傍線部の「告司牧之書」が、『牧民忠告』を指している。この『牧民忠告』をモチーフにして、日本の「古今之牧司」や「律令格式」を鑑みて『牧民後判』が書かれたという。『牧民後判』はいわば日本版の『牧民忠告』といえるだろう。

では、『牧民忠告』とはいかなる書物なのか。その成立年は未詳だが、初版と推定されるものには、彭炳の序がある。その序によれば、養浩が西台（四川・陝西・雲南・甘



肅地方) 入りしたのは、天曆年間(一三二八〜三〇)の大干魃以降のことである。その後、右の傍線部にある「高唐鄒從吉」は崇安令・鄒從吉という人物が『牧民忠告』に依拠して崇邑を治めた。

彭炳の序では、この鄒從吉が、彭炳に「愚不敢獨有其忠告、願刻而博之……子(彭炳)其為序之」と述べ、『牧民忠告』の版行をすすめたという。この彭炳の序は、「後至元四年五月」である。したがって、『牧民後判』の初版は一三三八年ごろ成立したと推定される。『牧民忠告』の内容は、地方に赴く官吏に民政の心構えを説いたもので、上下二巻、上巻「拜命」「上任」「聴訟」「御下」「宣化」の五篇、下巻「慎獄」「救荒」「事長」「受代」「閑居」の五篇、全一〇篇という構成である(前掲表参照)。

さて、定綱の『牧民後判』の本文、「1牧民布制」は、「夫受領國郡者、趣其地之日……」という文章で始まっている。これは、牧民官が国郡を受領し、現地に赴いたときに最初に何をすべきかを述べたものである。それは、「或自発或遣吏司、而先檢其境内、考於旧例、鎮崇神社靈場」というように、牧民官自身、あるいは、

部下を派遣して、「境内」に統治領域を視察し、旧例を把握し、寺社靈場を鎮めることから始めよというものである。その理由は、牧民官は中央政府の命令を受けて任地に赴くので、未知の場所へも行くが、統治は土地の実情・旧例を踏まえたものでなければならぬからである。

すでに述べたように、この『牧民後判』の第一条は「語類」と対応する箇所がない。しかし、『牧民忠告』をみると、その第一篇「拜命」に、「命下之日、則拊心自省……(「省己」条)とあり、牧民官に命じられた日の心構えから説き起こされている。そして、「比入其境、民瘼軽重、吏弊深淺、前官良否……皆須尽心詢訪也」「(「上任」篇)と、「民瘼」は民の疲弊の現状や吏員の弊害、前任の牧民官が行った旧例の良否など、心を尽くして現地の実情を窺い知るべきことを主張する。さらに、「故事、牧民官既上、必告境内所当祀之神」、その「境内」に領内の祭祀に参拝すべきだという。つまり、『牧民後判』の「1牧民布制」は、『牧民忠告』の首章と対応していたのである。

定綱が牧民官を中央政府から地方へ派遣される国家官僚として捉えている点は、その領主意識を探る上で非常に重

要である。定綱は、牧民官を徳川家の領国に派遣される民政官としてイメージしていたのである。だが、もともと「番方」として将軍家に仕えてきた定綱が、そのようなイメージを前面に押し出して民政論を展開しているのはなぜだろうか。

## 6 寛永大飢饉と譜代大名

これまで、定綱と素行の民政論、『牧民後判』と『語類』の相差点・共通点に注目してきたが、両者の違いも少なからず存在する。その最も顕著な違いは、『牧民後判』の内容が農政に集中していることである。

『語類』の「民政」は上下にわかれ、「民政上」は「正田産之制」Ⅱ「正経界」を基軸とした農政論が主体となっている。これに対し、「民政下」は、目次をみるとわかるように、その項目には「市民」「町人」「百工」「商売」などの単語が数多く含まれており、都市・町・市場、あるいは、商人・職人に関する統治論が主体となっている。前掲の『牧民後判』と『語類』の対応表をみると、「民政下」一五項目との対応箇所は「23商売公易」と「詳商売之用」

の一つしかない。『語類』の民政論は、農政論と商工に対する統治論が相半ばしているのに対し、『牧民後判』二五条目の大半が農政論で占められており、定綱の関心が農政に集中していることがわかる。

また、素行も定綱同様、『牧民忠告』に注目しているが、それは定綱の方が先行している。素行は、「張希孟所著牧民之一書者、牧令之人不有不書紳銘心」と牧民官たる人の必読の書として高く評価している<sup>(33)</sup>のみならず、自ら『牧民忠告諺解』という訳注書を書いている。この『牧民忠告諺解』は、「龍集庚寅春三月廿日」（跋）、すなわち、慶安三年春に成立している。素行も定綱もほぼ同じ時期に『牧民忠告』に注目していたことになるが、『牧民後判』は慶安二年春であり、時間的に定綱の方が先行している。

それから、『牧民後判』は『牧民忠告』を念頭において書かれ、特にその首章が重視されているが、『語類』の民政論には、『牧民忠告』を典拠にした箇所は存在せず、『牧民忠告』の直接的な影響は確認できない。つまり、『牧民忠告』の受容は、定綱がより積極的であったといえるが、この時期に、『牧民忠告』に着目していた領主は、定綱だけではない。実は、素行による訳注書『牧民忠告諺

解』は、ある人物から依頼されたものであった。その人物とは誰か。素行本の跋には次のようにある。

張希孟著所牧民之一書者……今曾根氏吉次丈監／新國家牧民之事、恤民勤本、公務之暇、常翫味經史、尤熟此書、且求諺解於予、故為焉而抒其大要。

素行に訳注を依頼した人物とは、「曾根氏吉次」＝曾根源左衛門吉次という旗本であった。吉次は、覺齋と号し、秀忠につかえ、大坂夏冬の陣に従軍、寛永七年（一六三〇）から関東の勘定奉行、一三年に勘定総奉行、一四年に評定衆となり、幕府を担った能吏である。石高は、初め四〇〇石ほどだったが、寛永九年六月二〇〇石加増、寛永一八年二月に二四〇〇石加増、合計三〇〇〇石となっている。<sup>(34)</sup>素行は、吉次が、「監國家牧民之事、恤民勤本」と、まさに「國家」レベルでの「牧民」官であると述べているが、吉次は具体的に何をしていたのであろうか。寛永一九年（一六四二）閏九月一四日、三代將軍・家光は、江戸城に幕府の要人を集め、次のようなことを申し渡した。

午后刻、御黒書院出御。松平伊豆守（信綱）。阿部豊後守（忠秋）。阿部対馬守（重次）。松平右衛門大夫（正綱）。永井日向守（直清）。宮城越前守（和甫）。

神尾備前守（元勝）。朝倉岩見守（在重）。曾根源左衛門（吉次）。伊奈半十郎（忠治）。御前へ被召。去時分被仰付在々所々覚書之儀被尋聞召之、暫時御前(35)公。

これは、大老・酒井忠勝をして「ケ様之きゝんは五十年百年之内にもまれなる儀」といわしめた、「諸国草臥」<sup>(36)</sup>＝寛永の大飢饉の最中のことである。右に挙げられている幕僚は、研究史上、「飢饉奉行」と呼ばれる人々で、<sup>(37)</sup>寛永大飢饉対策のため、家光から全国の大名・旗本を指揮するよう命じられた者たちである。では、「在々所々覚書」とは何か。これらの飢饉奉行は、幕領の代官・給人にむけ、「去年当年昨も悪敷所も有之て、百姓草臥候と相聞候、此上つかれさる様に、入念仕置可申付事」で始まる七条目を発布する一方、<sup>(38)</sup>各藩の江戸留守居役などを通じて、私領の「家中」「寺社人」「町人百姓」にも飢饉対策を周知させるため、「士民仕置之心得」を「示す立場にあつた」<sup>(40)</sup>。「在々所々覚書」とはこうした飢饉・民政対策を指している。

このように、『牧民忠告』は「寛永大飢饉」のなかで、全国的な視野をもって幕藩制國家の民政を担った人物によ

つて注目されていた。つまり、素行の『牧民忠告諺解』は、この領主側の要請によって書かれたものなのである。

この飢饉は定綱にも大きな影響をもたらしている。定綱は、慶長一四年（一六〇九）山川城主となつてから、桑名藩主となるまで、五度の転封を繰り返している。例えば、定綱は元和九年（一六二三）に淀藩主となつてゐる。これは、伏見城取り壊しのため、「京都之護衛之地淀之城にしく八無之」という將軍直々の意向による軍事上の理由によるものであつた。掛川、大垣も東海道・東山道の要衝の防衛という性格が強い。

「東海要樞第一の地」<sup>(41)</sup> 桑名藩への転封は寛永一二年（一六三五）であるが、寛永一四年には島原の乱、一五年には江戸城大火があり、定綱は焼失した江戸城普請の助役を命じられ、一九年の大久保忠隣改易による小田原城の接収をしている。このように山川城主時代から桑名藩主時代の前半まで、定綱の行動は、軍事・軍役を中心に將軍家に奉仕するものであつたといえるだろう。

こうした定綱に大きな転機が訪れるのが、「寛永大飢饉」である。このとき、外様大名が、領地の仕置のために帰途についたことは冒頭で触れたが、寛永一十九年五月九日、

定綱ら譜代大名にも歸藩の命令が出された。それは、翌寛永二〇年二月から、順番に参勤交代せよというものであつた。すでに、寛永一二年（一六三五）の武家諸法度において外様大名の参勤交代の制度化がなされていたが、ここにおいて譜代大名も参勤交代の対象となつたのである。

しかし、参勤交代が外様と譜代に意味するところは違つてゐる。譜代大名は、この寛永一十九年まで江戸在府が義務づけられていた。それは外様大名から將軍家を警固するためであつた。外様大名において参勤交代は、江戸への「参勤」を意味したが、譜代大名においては、江戸「常勤」の任務を解かれ、「交代」で領地に赴き仕置に専念することの意味するのである。

この点で興味深いのが、譜代大名へ参勤交代を告げる以前、五月二日に家光が、大番組・書院番・小姓組などの將軍親衛隊の番頭以下、歩行頭、小十人頭、旗奉行、鎗奉行、先手頭など呼び出し、各頭と所属の番士に対して、それぞれの知行所に向かい救恤策を施すべき旨の通達を出していることである。これらの旗本は軍事を担当する「番方」である。定綱も「番方」出身であるが、ここにおいて、「番方」にも、より一層、知行所の仕置に留意すべきことが通

達されたのである。

定綱は、一九年五月一四日、老中出座のもと白書院で行われた参勤交代のクジ引きに出席、その結果、定綱は在府の譜代大名のうち、「御暇下候面々」、つまり、帰藩組二四名の一人となった。素行への入門は、国元へ帰り、再び江戸に参勤してからのことである。<sup>42)</sup>

そして、定綱は『牧民後判』を書いた。その序には、「四海唱レ万歳之祥、於是建レ牧民宜レ檢レ考張希孟之所レ製作」とある。また、「25考人産勸業」では、「夫国家承平久則必富庶、然不レ教導則全レ其勤者鮮矣」としている。つまり、定綱は「四海」が静まり、今後、「国家承平」が続くだろうという歴史意識をもっていた。その上で、領主の役割は、民衆の「教導」にあるというのである。ここでは、『牧民忠告』への接近、あるいは、領主を民衆の「教導」者とするイメージが、戦乱が静まり「承平」の世に転換したという歴史意識とリンクしている。

島原の乱後、領主層に深刻な危機意識をもたらしたのは寛政大飢饉であった。その飢饉に対処した領主層の要請によって、慶安期に、『牧民忠告』に訳注がほどこされ、『牧民後判』が書かれたのは決して偶然ではない。

定綱が素行に接近したこの時期は、素行研究史では、「軍法」から「士法」への転換期とされている。それは、軍学を戦場での実践的な戦闘学から「修己・治人」化し、民衆を支配する治国平天下のための倫理学・政治学へと移行させていく時期ということである。<sup>44)</sup>しかし、なにゆえ、その転換が起こったのか。

すでに小幡景憲から甲州流軍学の免許を得ていた定綱が、素行を招くや忽ち傾倒したのは、素行軍学が民政論を含むものであり、乱世から治世への時代の転換を認識し、牧民官へと脱皮しようとする領主層に指針を与えるものであったからである。逆に、素行学の転換も、民政論を重視し始めた領主層と深く交わり、彼らの要請に応えるなかで起こったものといえるのではないか。

『牧民後判』はこうして成立した。この本にみられる近世前期の典型的な「仁政」思想は、飢饉によって、より主体的に領民と向き合うようになった領主層と、その要請に応じた思想家との交流から紡ぎ出されたものである。そして、その執筆動機には、時代の大きな転換に対応しようとする領主としての歴史意識が働いていた。この定綱の領主としての意識がどんなものか、もう少し詳しくみてみよう。

## 7 天道委任論と「領守」思想

幕藩制国家に正統性を供給する「仁政」思想として、これまで「御救」論とセットで用いられてきたのが天道委任論である。そして、近世前期の天道委任論を典型的に表すものとして、しばしば引用されてきたのは、例えば、岡山藩主・池田光政の「上様八日本国中の人民を天より預かり被<sub>レ</sub>成候。国主ハ一國の人民を上様より預り奉る」、津藩主・藤堂高次の「御国預り被成候」、あるいは、加賀藩主・前田利常の「大國預かりて、せめて万民の心安き様に思<sub>レ</sub>う外事なし」という「預かり」論である。<sup>145)</sup>

だが、右の諸例のように天道委任論を採用しているのは、加賀藩・岡山藩・津藩など、いずれも外様国持クラスの名に多くみられ、その「預かり」論も「一國」あるいは「大國」という単位である。<sup>146)</sup>これらの大名は、織田・豊臣氏に取り立てられた上方衆で、徳川氏<sub>||</sub>将軍家とは別に領国を経営してきた。近世前期の天道委任論は、これらの外様大名の領国統治権が、将軍家から改めて宛行されたものとして、将軍家との主従関係を説明するために観念され

た、多分にフィクションを含んだ概念である。<sup>147)</sup>つまり、そこには、織田・豊臣氏から徳川氏への忠誠対象の「転向」を、将軍家より上級の権威・天道を置くことで正統化しようとする論理が潜在している。

また、これらの外様国持大名の家臣のなかには、一万石を越える旧国衆の小大名クラスの者もあり、それら大身の家臣は必ずしも藩主に従順ではなく、藩主と家臣団が緊張関係にある場合もあった。そこでの天道委任論の主張は、藩主が、將軍権力を背景に家臣団を統制し、「乱世の忠」から「無事の忠」<sub>||</sub>「國民を能養ふ」家臣団に変貌させる、という意図があったことも指摘されている。<sup>148)</sup>

このように見てくると、近世前期の天道委任論は、織豊取り立ての大身の家臣を抱えた大名、つまり、外様国持大名とより親和性が強いといえるだろう。

一方、將軍直屬の旗本出身で、家康の「寄子」であったという「由緒」や血縁関係をもち、<sup>149)</sup>徳川家の「家中」、あるいは、官僚機構から抜擢された一門並の譜代大名、すなわち、定綱の場合はどうか。

藤谷の研究によれば、桑名藩の家臣団は、寛永末期から正保年間にかけて、石高五〇〇〇石の吉村又右衛門を筆頭

に、知行取が半数を超えていたが、慶安期になると、家臣団筆頭の石高が三〇〇〇万石に下がり、また、知行取・扶持米取が減少する一方、切米取・現米取が増加し、知行取と現米取の数が逆転する。また、上級家臣に、「定綱の親族や由緒のある者」が取り立てられ、「譜代衆」を形成した。つまり、定綱は家臣団を「軍制から官僚制」へと移行させることに成功していた。<sup>50)</sup>

では、『牧民後判』では藩領統治の正統性をどのように考えていたのだろうか。跋には次のようにある。

夫土地者、天之賜而君子之柄也、謹不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>知<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>公故要<sub>レ</sub>安<sub>レ</sub>社稷<sub>レ</sub>者、其旨趣主<sub>一</sub>無適而無<sub>レ</sub>溺私意<sub>、</sub>正專<sub>一</sub>於教育<sub>レ</sub>者兼<sub>レ</sub>仁人之徳<sub>也、</sub>嚴<sub>レ</sub>於制法<sub>者齊<sub>レ</sub>天</sub>之降令<sub>矣、</sub>若都督怠<sub>レ</sub>務則不<sub>レ</sub>教而見<sub>レ</sub>成、不<sub>レ</sub>戒而殺<sub>レ</sub>民、實堪<sub>レ</sub>恨……如此領守果空<sub>レ</sub>庫藏<sub>、</sub>不<sub>レ</sub>能<sub>レ</sub>務<sub>レ</sub>公役<sub>養<sub>レ</sub>凡民<sub>ト</sub></sub>

「天」から「土地」が「君子」に与えられたという点は、天道委任論と同じである。だが、そこからさらに「君子」から藩主へ統治権を預けるという「委任」論は、ここにはない。

右の引用文で注目したいのは、「都督」「領守」という

言葉である。中国の官僚制のもとで書かれた『牧民忠告』を下敷きにした『牧民後判』では、封建的分国制ではなく律令制下の国郡制によつて民政論が展開されている。そして、定綱は、「凡民」を「養」うことを「領守」の「公役」としている。この『牧民後判』を執筆した慶安二年、定綱は江戸で新年を祝しており、次の七言絶句を詠んでいる。それは、「朝祭三辰祈命新／屠蘇祝献廟堂神／累年我有忠功否／但願和春欲育民」（「元旦試毫」）というものである。つまり、定綱は、「民」の撫育こそを自らの任務と考えていた。<sup>51)</sup>してみると、右の「領守」とは、自己イメージでもあったということになるだろう。定綱は、それを中国の「都督」になぞらえている。では、中国の官名はたくさんあるなかで何故「都督」なのか。

『晉書』の「職官志」に、「都督中外諸軍事……則統<sub>レ</sub>統内外諸軍」とあるように、都督とは、中国の魏の文帝のときに諸州に置かれた武官の官名で、もともとは軍事を総統する軍人であった。それがやがて、民政を含めた「藩鎮」全体の任務を取るようになる。つまり、「都督」とは、中央政府から地方へ派遣された軍人官僚のことである。

すでに述べたように、「牧民後判」では「領守」を中央

政府から地方へ派遣されるイメージで捉えていた。つまり、定綱にとって藩の統治者は、幕府⇨中央政府から自立した領国を経営する「領主」というよりは、徳川領国内に派遣された「領守」であり、そこには、將軍家を圍繞する藩屏意識が如実にあらわれている。『牧民後判』に「仁政」思想のうち、「御救」論が強く押し出されながら、「委任」論が存在しないのは、この優れて一門的・譜代的な国家秩序意識によるものであろう。

## 8 『牧民後判』の読者像

定綱は、この書物を「是以綴一篇、冀欲伝子孫教戒而已」(跋)という言葉で締めくくっている。還暦を間近に控え、当時としては老境の域に入っていた定綱が、『牧民後判』の読者として想定して語りかけていた相手は、後に桑名藩主となるはずの定良らの「子孫」であつた。『牧民後判』の内容が現実に対応する具体的な政策論ではなく、理念的なものになっているのは、この点と密接な関係にある。

すでに述べたように、『牧民後判』では、中央政府の命

令を受け、未知の土地へ行くことを含めて、新任の統治先を視察する重要性を説いている。転封を繰り返すのは、譜代藩の特質であるが、定綱自身、数度の転封を経験している。つまり、『牧民後判』は、転封を含め、自分の子孫が改めて統治者として任地に赴くことを想定して書かれたものなのである。

実際、この久松松平家は定綱から二代後、定重のときに、伊勢桑名藩から越後高田藩へ転封、その後、奥州白河藩へ転封、幕末に再び桑名へ転封と、転封を繰り返している。

『牧民後判』で述べられている内容が、桑名藩という個別具体的な土地柄に密着した形での政策論ではなく、政策「理念」として抽象性・普遍性を帯びているのは、子孫が赴く受領地がどこであろうと役立つように書かれたものであつたからである。<sup>(53)</sup>

事実、転封先で、『牧民後判』を座右の書とした定綱の子孫がいる。それは、寛政改革の指導者として知られる老中・松平定信である。定信は定綱から八代目の藩主にあたる。定信は八代將軍・吉宗の孫として田安家に生まれたが、久松松平家の養子となつた。定信が藩主となつたのは白河時代である。



松平家蔵本の『牧民後判』には、定綱の跋に続き、安永一〇年（一七八一）正月に記された定信の奥書「書牧民後判」がある。その奥書で、定信は『牧民後判』を「経世之至言」の書と絶賛し、「豈敢謂定信今能得奉祖業也」としている。定信は、定綱の意図どおり『牧民後判』を、祖先が子孫に語り遺したものと受け止めていたのである。

同年秋八月には、「我 大鏡公（定綱）……嘗撰著牧民後判：以述牧民之道、其用心可謂深且遠也、定信雖不肖敬奉祖宗之訓」と、『牧民後判』に触発されて自ら『国本論』を著したという（『国本論』序）。『牧民後判』は定信の政道論に大きな影響を与えていた。

そして、さらに定信は、天明六年（一七八六）年、家臣・豊田政教をして写本をつくらせ、「詔来裔」として、子孫・末裔が読むべきことを強調し改めて後代に伝えている。また、定綱自身も、寛政九年（一七九七）、定信によつて白河城内に祀られ、「鎮国大明神」と諡され「神」となっている。

しかし、書物はそれ自体の運命をもつ。『牧民後判』は、天明期に『牧民後判国字解』として訳注されて以降、作者・定綱の意向を離れて別の運命を辿る。まず、この訳注者

・関戸昌雄とは何者か。『牧民後判国字解』には、定信の奥書の次に関戸の跋がある。ここでは、「牧民後判者、吾公祖宗 大鏡尊廟之著作也」とし、また自らを「臣昌雄」と述べている。<sup>(54)</sup>このことから、「吾公」とは定綱を祖宗とする定信を指し、関戸は定信の家臣で、白河藩士であったことがわかる。また、関戸がテキストとした『牧民後判』は松平家蔵本であり、関戸は匱<sup>ぼん</sup>深くに蔵された家蔵本を「壮年の時沐浴拜手稽首して読之」という。

関戸は、『牧民後判』を読むや、「不堪感激」と賞賛している。つまり、関戸自身は、漢文で書かれた『牧民後判』を読み進める能力があった。それにも関わらず、訳注を施し、国字解を著したのはなぜか。関戸はその理由を、『牧民後判』は「華文にして速に読かたく俗に通曉し難きゆへか、徒尊宗之珍蔵之蔵むれば、竟に是无用の長物也」、難解であるがゆえに、遠ざけられ死蔵されることを惜んだという。つまり、訳注には『牧民後判』の普及が企図されていたのである。

ただし、その普及の範囲は限定することが意図されていた。関戸は、「斯書勿使他邦人触中于見聞、嚴制戒之」とする。この「他邦人」とは、他藩士を指しており、

他藩の藩士に見せてはならないという。なぜなら、『牧民後判』は、「忠」君国家を維持し、庶民安泰ならしむることと国君大夫士の本業」、つまり、白河藩という「国家」の保全と主君への忠勤が目的だからであるという。『牧民後判』は訳注により、家中まで拡げることが企図されたが、家中外へは不出の書とされたのである。

ところが、『牧民後判国字解』は訳注者の意図を超えて、さらに別の運命をたどる。『近世地方経済史料』所収の『牧民後判国字解』の底本は、三河国渥美郡の富田若水の所蔵本である。若水が『牧民後判国字解』を落手したのは、「元治三年」（慶応二・一八六六）であるが若水は、白河藩士ではない。若水は『牧民後判国字解』に次のような奥書を記している。

此書を著されしは、大樹徳川家康公の御姪<sup>(54)</sup>松平越中守定綱君にして、其後に書せられしは少将定信君にそありける……かゝる書を著し民事にかく心を尽し玉ふは、流石家康公の流れを汲ませ玉ふ御身の程かしこみぬ、斯る御末かつは吉宗公の御余徳の溢れさせた玉ひて、定信君の如き良相をは出し玉ふになんありぬへし、我が藩の信綱君及び信明君の如き良相の出玉ふも、亦

久綱君の御遺徳に依り玉ふなるへし

まず、波線部の人名のうち、「信綱」とは「知恵伊豆」と呼ばれた武州忍藩主・松平信綱、「信明」はその子孫の三河吉田藩主・松平信明、「久綱」は信綱の実父である。<sup>(55)</sup>若水は三河国渥美郡の住人であり、これらの人物を「我が藩の」としていることから、当時三河国渥美郡を支配していた吉田藩の藩士と推定される。ここにおいて、『牧民後判国字解』は訳注者の意図を越えて、他藩士にまで広がったことになる。

非常に興味深いのは、その受容の際の意識である。若水は、棒線部のように、家康↓定綱、吉宗↓定信という徳川家と久松松平家の血縁関係、および、定綱↓定信という祖宗・子孫の系譜、いわばタテの線を強調したうえで、定綱を「良相」として称えている。そして、この系譜にダブラせるように、吉田藩の藩祖・信綱、信綱の父・久綱、信明といった「我が藩」歴代の「良相」を想起し、タテの線を強調している。つまり、若水は、『牧民後判』を他藩<sup>(56)</sup>の「明君」語録として捉える一方、それならば「我が藩」は……と、自藩における歴代の「明君」を想起し、自藩意識を高揚させているのである。

ところで、若水のもとに『牧民後判国字解』を届けたのは誰か。富田は、「此書名古屋書肆皓月堂携来りて示す、購求する事を得たり」（奥書）と記している。「皓月堂」とは、大船町中橋上ルに店を構えていた井筒屋文助のことと、書物売弘めと貸本を行っていた<sup>(57)</sup>。こうして、慶安期に定綱によって家伝書として書かれた『牧民後判』は、天明期の関戸の訳注により藩内に広められ、さらに幕末期には、出版資本の手を経て、他の譜代藩士にも購入して読めるようになっていったのである。<sup>(58)</sup>

## おわりに

『牧民後判』が近世中後期にたどった運命は、幕藩制国家・社会の変容を反映している。慶安期に定綱が想定していた牧民官は、読者Ⅱ「子孫」、つまり、藩主となるような人物であった。この背景には、中央政府から、地方に派遣される国家官僚的なイメージが存在した。しかし、近世中後期には、度重なる飢饉と藩政改革のなかで、藩政の担い手が下降してゆく。そして、牧民官も藩の郡奉行・代官といった民衆と直に接点を持つ藩士や、郷村の割元・庄屋

といった村役人層が想定されることになる。

例えば、『牧民後判』のモチーフとなった『牧民忠告』は、天明期に、越後長岡藩と尾張藩の藩政改革のなかで藩版として刊行され普及が企図される。長岡藩では、家老・山本老迂斎自らが訳注を施した『和語牧民忠告』が三条の書肆から版行され、尾張藩では、参政・人見弥右衛門が版行の指揮をとり、樋口好古による訳注書『牧民忠告解』が開版される。『和語牧民忠告』は牧民官として、藩内の割元・庄屋層までを意図しており、『牧民忠告解』は藩内の郷村にいる代官を念頭において訳注・版行されたものであった。

特に『牧民忠告解』の普及は目を見張るものがある。当初は、「尾張国司農長府之蔵」という蔵版印をもち、所付代官制などの農政改革を指揮した尾張藩の「司農長府」から版行された藩版であった。しかし、後に、尾張を代表する書肆・永楽屋東四郎に下げ渡され、永楽屋が京都書林仲間に参入して以降、三都を中心に全国的に売り弘められることになる。

また、訳注書ではなく漢籍の『牧民忠告』自体も、張養浩の他の二著作と併せ『三事忠告』として翻刻され、「官

版」として幕府から発行され全国な展開を見せる。それから、『牧民忠告』の類書とされる『牧民心鑑』『牧民心鑑解』『牧民心鑑訳解』も「官版」・「準官版」として発行される。このように、近世中後期には、幕藩権力によって牧民の書が続々と版行され、全国的に広がっていくのである。

『牧民忠告』『牧民後判』など、近世前期における牧民の書は、総じて、「頂点的」思想家や幕府の勘定奉行、藩主といった高い身分層の間で読まれ、主に写本による限定的な広がりであった。これに対し、中後期以降の特徴は、幕藩権力が版行した牧民の書を、幕領や藩の郡奉行・代官たち、あるいは、村役人層などに配布したり、また、牧民官をもって自ら任じる民衆上層の人々が購入し、牧民の書を手にして民衆と向き合うという点に求められる。

その爆発的ともいえる普及のきっかけは、天明大飢饉である。近世中後期に幕藩領主層は全般的に財政窮乏状態にあった。この天明大飢饉によって、領主は飢饉対策と藩政改革を同時に遂行することを迫られた。このとき領主層の注目を浴びたのが、『牧民忠告』であった。

筆者は、こうした近世中後期の牧民の書が広く普及する動向を指して、「牧民官の時代」と呼んでいるが、<sup>(50)</sup> 飢饉

を通じて領主層が民政の重要性を認識し、牧民の書に注目するという点では、近世前期の定綱の『牧民後判』がその先駆的な位置を占める。そしてこれまでみてきたように、『牧民後判』は領主と思想家の接点にある書物であり、領主・民衆・思想家という三者の関係性・関係意識を読み解くのに重要な書物なのである。

『牧民後判』を含め、牧民の書は、近世を通じて、聚斂の臣を諫め、民衆に対して慈悲深く「撫育」「教導」の精神で臨む……といった「仁政」思想による民政官の理想像を供給しつづける。<sup>(60)</sup> すなわち、牧民の書こそは、幕藩制国家の大きな思想的支柱の一つといえよう。

#### 【注】

(1) 『池田光政日記』（池田家旧蔵・林原美術館収蔵）寛永十九年（一六四二）年五月二十六日の項。傍点は引用者。

以下同様。

(2) 宮澤誠一「幕藩制イデオロギーの成立と構造」（『歴史学研究』別冊、一九七三）、深谷克己「幕藩制における村請制の特質と農民闘争」（『歴史学研究』別冊、一九七二）のち、『増補版百姓一揆の歴史的構造』校倉書房、

一九八六所収)、同「百姓一揆の思想」(『思想』五八四、一九七三)。

(3) 藤谷彰「桑名藩における家臣団構造と形成過程」(『日本歴史』六四七、二〇〇二)、「近世前期における桑名藩の農政の一端」(『地方史研究』二八七、二〇〇〇)、「桑名藩家臣団の構造と確立期の特徴」(『ふびと』五四、二〇〇二)など。

(4) 定綱の略歴は、『寛政重修諸家譜』巻五五、『徳川実紀』第一篇〜四篇、『江戸幕府日記』(姫路酒井家本、影印複製版・ゆまに書房)、『松平家譜』(松平定教旧蔵・東大史料編纂所蔵)、『鏡公遺事』(同編纂所蔵)、『源定綱公記』(東大総合図書館蔵・南葵文庫)、『松平定綱略記』(東北大学狩野文庫蔵)、『御家譜』(桑名市立図書館蔵・秋山文庫)、『三重県史』資料編近世二、二〇〇三所収)などを参照。

(5) 『御家譜』などによれば、この「田安」とは田安家(享保期に創設)ではなく、「武州豊嶋郡田安代官町」という地名で、出生は父・定勝の屋敷とされる。

(6) 笠谷和比古『近世武家社会の政治構造』(吉川弘文館、一九九三)。

(7) 『御家譜』による。『徳川実記』(第一篇)では、定綱の書院番番頭就任を慶長一〇年一二月とする。

(8) 藤谷前掲「桑名藩における家臣団構造と形成過程」。

(9) 佐々木潤之介『幕藩制国家論』下(東大出版会、一九八四)。「寛永〜慶安期・幕藩制確立」説に対する批判は、高木昭作『將軍権力と天皇』(青木書店、二〇〇三)参照。高木は同時期を「幕藩制の伝統化」として捉えている。ただし、両者は確立のメルクマールを軍役・小農自立においているが、本稿では、領主の意識に焦点を当てている。

(10) 深谷前掲「幕藩制における村請制の特質と農民闘争」、宮澤前掲論文。

(11) 藤谷前掲「近世前期における桑名藩の農政の一端」。

(12) 深谷前掲書二〇一頁。

(13) 藤谷前掲「近世前期における桑名藩の農政の一端」八〇頁。

(14) 『牧民後判』のテキストは、本文および後注で後述するように、これまで『近世地方経済史料』という叢書の一冊に収められた『牧民後判国字解』の漢文の部分が使用されてきた。しかし、この史料は元朝の張養浩の地位「西台中丞」を「西台中丞」とするなど、明らかな誤まり、脱字などが散見される。それが、原本そのものに由来するののか、活字化に際してのものなのか、底本の所在がわからず詳ではない。したがって、本稿では、久松松

平家家藏版を底本にした、『春の心』（小寺銈次郎編、一九二八）所収の『牧民後判』をテキストに用いた。

(15) 三輪元門『三和録』（一七八四、写本、桑名市立文化美術館所蔵）。但し、国文学資料館のマイクロフィルム（24・6）を参照。

(16) 定綱著・由井次房編『正余雕玉』（一六八〇、東大史料編纂所蔵）。

前掲『三和録』。

前掲『正余雕玉』。

前掲『三和録』など。

(20)(19)(18)(17) 山鹿素行『配所残筆』（日本思想体系三二、岩波書店、一九七〇）。

前掲「近世前期における桑名藩の農政の一端」。

(22)(21) 素行会編輯『山鹿素行日記』（東洋図書刊行会、一九三四）。

(23) 前掲の定綱の年譜では、定綱が「治国家者第一民ヲ救事専一也、依之牧民後判ヲ編申」とする。そして、『牧民後判』の典拠を「惣而老子経之註四書之文類色々物撰被申也」としている。つまり、『牧民後判』は『老子』や四書などによるというのである。だが、四書は置くとして、『牧民後判』への老子の影響は確認することができない。おそらく、年譜の記述は、『牧民後判』と全く

同じ時期に書かれた「慶安二年孟春於東都撰焉」という奥書をもつ『老子厲案抄』（国文学研究資料館所蔵）という書物と取り違えたものであろう。これは文字通り、老子についての書物である。ちなみに、定綱の素行入門の翌年、素行は二本松藩主の丹羽光重に招かれ、兵書とともに莊子の講義を行っていた。そして、素行は「其時分我等専老子莊子之学を好候」と述べている。定綱が素行に入門したのは、素行が老莊思想の研究に力をいれ、神儒仏老一致を説いていた時期であった。

(26)(25)(24) 素行会編『山鹿語類』第一（国書刊行会、一九一〇）。深谷前掲書二〇一頁。宮澤前掲論文。

前掲『山鹿語類』一九七頁。なお、『旧記』は、『日本書紀』と『続日本後紀』、『実録』は、『文徳天皇実録』と『日本三代実録』を指している。

(27) ただし、『語類』の成立は、寛文五年（一六六三）年。一方、『牧民後判』は、慶安二年（一六四九）の成立である。つまり、『牧民後判』は『語類』よりも前に成立している。したがって、定綱は『語類』という書物を直接参照にして、『牧民後判』を書いたわけではない。『語類』は、素行の講話を門人たちが編纂した講義録であり、定綱は、『語類』以前に成立した素行の『孟子諺解』（一六三九）、『私抄注解』（一六四一）などの著作や素

行の講義から民政論の知識を得ていたと考えられる。

- (28) 関戸の『牧民後判国字解』は、小野武夫編『近世地方経済史料』（第三巻、近世地方経済史料刊行会、一九三二）という叢書に、活字化され収録されている。それは、三河国渥美郡の富田若水の所蔵本を、一八八五年一月農商務省において謄写したものを底本にしたものである。だが、現在のところ、富田所蔵本、農商務省謄写本ともに所在は不明である。

- (29) 『積徳堂書籍目録』素行文庫所蔵（斯道文庫蔵マイクロフィルム、B1761）。

- (30) 広瀬豊編『山鹿素行全集』第一五巻（岩波書店、一九四一）。

- (31) 『牧民後判』（素行文庫旧蔵）、但し、本稿では斯道文庫の複写版を使用。

- (32) 松平家蔵本、および、それをテキストにした『牧民後判国字解』の序は二つある。一方、服部文庫本のものには序がない。ところが、その中間形態として、国文学研究資料館の蔵書（『老子経厲鈔案・光明管見解』に所収）の『牧民後判』（抜書）は、序二つのうち、最初の序がなく、序は一つしかない。松平家蔵本および『牧民後判国字解』には後述のように松平定信の奥書があるが、最初の序は、内容からすれば定綱が書いたものと思える

が、定信が奥書を加えた際に、付した可能性も存在する。

- (33) 『牧民忠告諺解』（素行文庫蔵）。ただし引用は、斯道文庫所蔵、マイクロフィルムB1752F・1753A。

- (34) 『寛政重修諸家譜』巻一六七。『牧民忠告諺解』の跋に「曾根氏吉次丈」とあるが、この「丈」は「翁」というような尊称である。なお、勘定奉行は、もともと勘定頭と呼ばれ、宝暦期ごろまで勘定頭と勘定奉行が併称されていたが、後、勘定奉行に統一された。

- (35) 『江戸幕府日記』（姫路市立図書館所蔵）。ただし、引用は影印複製版（ゆまに書房）による。

- (36) 寛永二〇年二月八日付酒井忠勝書状（『越前若狭古文書選』七〇九頁）。

- (37) 寛永大飢饉に対する幕府の対応・農政の転換については、佐々木潤之介『幕藩権力の基礎構造』（御茶の水書房、一九六四）の「5 慶安の幕政改革」、藤田覚「寛永飢饉と幕政」（『歴史』五九・六〇、一九八二）、藤井謙治『日本の歴史12 江戸開幕』（集英社 一九九二）、横田冬彦『日本の歴史16 天下泰平』（講談社、二〇〇二）などを参照。

- (38) 藤田前掲論文。松平信綱、阿部忠秋、阿部重次は老中。永井直清は上方衆、それ以外は関東衆と呼ばれ、東日本全般を担当した。この関東衆のうち、宮城和甫が大目付、

神尾元勝・朝倉在重が江戸町奉行、伊奈忠治が関東郡代で、松平正綱と曾根吉次が勘定頭（勘定奉行）である。

なお、関東衆には他に、勘定頭の秋元泰朝・伊丹康勝、

江戸町奉行の島田利正、大目付の井上政重がいる。

(39) 寛永一九年九月一日『御当家令集』四五六号（石井良助編『近世法制叢書』2、弘文堂書房、一九三九）所収。

藤田前掲論文四一〜四五頁。

(42)(41)(40) 前掲『鏡公遺事』（文政一二・一八二九）。

譜代大名の参勤交代は関八州内が半年交代、それ以外は隔年交代とされていたが、すでにみたように定綱の場合は、その原則は適用されず、交代はしているもの、在府している期間の方が長かった。

(43) 前田勉『近世日本の儒学と兵学』（べりかん社、一九九六）第二章。

(45)(44) 堀勇雄『山鹿素行』（吉川弘文館、一九五九）第三章。前掲宮澤論文、田原嗣郎「仁政」の思想と「御家の思想」（『思想』六三三、一九七七）。

(46) 近世前期の最もポピュラーな政道書の一つ『本佐録』も天道委任論を説くが、「国主の国を預る事は、天子の天道より下を預りたると同じ」というように、特に国主・国持大名への統治権の委任を説いている。

(47) 水林彪『封建制の再編と日本的社会的確立』（山川版社、一九八七）第一〇章「支配の構造」参照。なお、ここでは天道委任論の問題を、近世前期に限っているが、

近世後期、特に、寛政期以降、天道委任論は柴野栗山を始め幕府側から説かれるようになり、同時に、將軍の上級授權者として天皇を置く「大政委任」論が台頭してくる。この点で、近世後期の天道委任論については、幕藩制国家・社会の変質とともに、改めて考えなければならぬ。

(48) 深谷克己「明君創造と藩屏国家（二）」（『早稲田大学大学院文学研究科紀要』四一・四、一九九六）。

(49) 定綱には、もともと荒川次郎九郎という旗本の養子に遣られるところを、家康にお目見えした際、家康から直々に「本城につかへしめて我寄子とすべし」と申し渡され、秀忠の側衆になったというエピソードがある。

(51)(50) 藤谷前掲「桑名藩における家臣団構造と形成過程」。

前掲『正餘雕玉』。韻を踏んでいるのは、一句目の「新」と四句目の「民」であるから、朱子学の「新民」が意識されていた可能性が考えられる。

(52) 慶安三年の東海地方の水害のとき、江戸にいる定綱に代わって国元で指揮を執ったのは、息子の定良である。定良は、正保元年、桑名に入部して以来、参勤と入部を



繰り返し、慶安四年、江戸で定綱が死去したときは、その知らせを国元で聞いている。つまり、江戸に出席していた定綱に代わって国元に詰めることが多かったのは息子の定良と推測される。定良は、寛永一八年に將軍のお目見えを果たし、正保三年に従五位下の官位と摂津守という受領名をうけ、定綱の死後、桑名藩主となる。

(53) 前掲の『源定綱公記』『松平定綱略記』などの年譜にも、「親族」あるいは「したしき一門」にのみ「牧民後判」を配布したとある。そうである以上、「牧民後判」が桑名藩の農政に与えた影響を探るには、テキストと政令の一致からさらに進んで、『牧民後判』が藩の内部でどのように読まれ、政策に反映したのか、その実態を探る必要があるだろう。

(54) 以下、関戸による叙述は、「牧民後判国字解小説」と題された『牧民後判国字解』の跋による。

(55) 信綱は、久綱の弟・正綱（飢餓奉行の一人）の養子となる。

(56) 定綱の久松松平家は、文政六年（一八三二）、奥州白河藩から再び伊勢桑名藩に移封されており、若水が『牧民後判国字解』を入手したときは桑名藩であった。

(57) 鈴木俊幸『近世日本における書物・摺物の流通と享受についての研究』（一九九六〜一九九九年）科学研究費

研究成果報告書。

(58) ただし、『牧民後判』の残存状況からすると、誰でも購入できたとは思われない。富田若水が奥書でいう吉田藩の「明君」松平信明は、本多忠籌とともに、老中・松平定信の信頼があつく、側用人から老中へ取り立てられ、定信とともに寛政改革を遂行した人物である。井筒屋が吉田藩の若水のところ定信の家臣が訳注した『牧民後判国字解』を持ち込んだのも、右の事情と関係しているのではないか。

(59) 近世中後期の牧民の書の展開については、拙稿「牧民官の時代——近世中後期における『牧民忠告』の展開と領主思想」（『一橋論叢』一三四・四、二〇〇五年）。

(60) 牧民の書の本格的な展開は、近世中後期以降であるが、『牧民忠告』とその訳注書は元禄期・享保期に翻刻・版行されている。また、綱吉政権の民政論にも大きな影響を与えており、この点に関しては別稿を予定している。